

長崎県警察官の支給品及び貸与品に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、警察法（昭和29年法律第162号）第68条第 2 項の規定に基づき、長崎県警察の警察官（以下「警察官」という。）に対するその職務遂行上必要な被服の支給及び装備品の貸与について定めることを目的とする。

(支給品の品目、員数及び使用期間)

第 2 条 警察官に対し支給する被服（以下「支給品」という。）の品目、員数及び使用期間は、次の表のとおりとする。ただし、階級及び職務の内容により損耗頻度に著しく差がある警察官に対しては、長崎県警察本部長（以下「本部長」という。）は、その員数を増減し、又は使用期間を伸縮することができる。

品 目	員 数	使 用 期 間
冬 帽 子	1 個	1 6 月
合 帽 子	1 個	1 6 月
夏 帽 子	1 個	1 6 月
冬 活 動 帽 子	1 個	1 6 月
合 活 動 帽 子	1 個	1 6 月
夏 活 動 帽 子	1 個	1 6 月
冬 服	1 着	1 2 月
合 服	1 着	1 2 月
夏 服	1 着	4 月
冬 活 動 服	1 着	1 2 月
合 活 動 服	1 着	1 2 月
防 寒 服	1 着	3 0 月
雨 衣	1 着	3 6 月
冬 ワ イ シ ャ ツ	1 着	4 月
合 ワ イ シ ャ ツ	1 着	4 月
冬 ネ ク タ イ	1 個	4 月
合 ネ ク タ イ	1 個	4 月
冬 活 動 ネ ク タ イ	1 個	4 月
合 活 動 ネ ク タ イ	1 個	4 月
ベ ル ト	1 個	3 6 月
手 袋	2 組	1 2 月
靴 下	2 足	4 月
長 靴	1 足	1 2 月
短 靴	1 足	1 2 月

2 警察官に任命後初めて支給品を支給する場合には、前項の規定にかかわらず、冬服、合服及び夏服ズボン又は夏服スカートについては 2 着、夏服上衣、冬ワイシャツ及び合ワイシャツについては 3 着、冬ネクタイ及び合ネクタイについては 2 個とする。

3 第 1 項に規定する支給品の品目のうち、警視以上の階級にある警察官及び職務の内容により必要がない者に対しては、冬活動帽子、合活動帽子、夏活動帽子、冬活動服、合活動服、冬活動ネクタイ又は合活動ネクタイを支給しないことができる。

(貸与品)

第3条 警察官に対し貸与する装備品(以下「貸与品」という。)の品目は次のとおりとし、その員数は各1(階級章及び識別章については、各3)とする。

階級章

識別章

警察手帳

手錠

警笛

警棒

拳銃

帯革

拳銃つりひも

2 警視以上の階級にある警察官、その他職務の内容により必要がない者に対しては、前項の品目の一部を貸与しないことができる。

(特殊の被服又は装備品の貸与)

第4条 職務の内容により必要がある場合には、本部長は、予算の範囲内において、前2条に規定する支給品又は貸与品の品目のほか、特殊の被服又は装備品を貸与することができる。

(支給品及び貸与品の返納)

第5条 警察官が失職し、退職し、又は休職を命ぜられた場合は、使用期間の満了しない支給品及び貸与品を返納しなければならない。

2 警察官が死亡した場合には、本部長は、使用期間の満了しない支給品及び貸与品を返納するための措置を講ずるものとする。

(滅失又は毀損した場合の措置)

第6条 警察官が使用期間の満了しない支給品又は貸与品を滅失し、又は毀損した場合は、その物に代わる支給品又は貸与品を支給し、又は貸与することができる。

2 前項の滅失又は毀損が本人の故意又は重大な過失による場合には、支給品又は貸与品の代価として、本部長が品目ごとに定める額を弁償しなければならない。

附 則

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年条例第40号)

この条例は、平成14年10月1日から施行する。

附 則 (平成28年条例第45号)

この条例は、平成28年10月1日から施行する。